



2025年8月21日号 手取り額の満額がもらえる？ 出生後休業支援給付金

社会保険労務士法人桑原事務所
1分でわかる！
会社を成長させるための
桑原事務所メルマガ通信

桑原事務所の森野です。
男性の育休取得率が40%を超えたとのニュースを最近耳にしました。
私自身も、男性育休についてのご相談や手続きに関わることがずいぶん増えたように感じます。

さて、今回は、「出生後休業支援給付金」についてお伝えします。

★出生後休業支援給付金とは
子どもが生まれたとき、対象期間（※）にパパ・ママが育児休業（または出生時育児休業）を【両親ともに14日以上】取得すると、通常の育児休業給付金に上乗せして受給できる給付金です。
特に男性の育休取得を促進して、共働き・共育てを支援するために今年4月から創設されました。

※パパは出生後8週間以内、ママは産後16週間以内。出産予定日と出産日が異なる場合は下記パンフレット等で詳細ご確認ください。

- ★ポイント
- ・両親ともに14日以上 の休業取得が条件
（配偶者が自営業者等、本人のみ育休取得で対象になる場合があります）
 - ・休業前賃金の13%（最大28日分）の給付金がプラス
 - ・既存の育児休業給付金（賃金の67%）とあわせると、合計で約80%が支給される
 - ・育休中は社会保険料が免除されるので、手取りは“ほぼ満額”に！

詳細については、以下をご確認ください。
「出生後休業支援給付金」を創設しました-厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001372778.pdf>

ご不明点等ございましたら、お気軽に当事務所までご連絡ください。

社会保険労務士法人桑原事務所
〒747-0064 山口県防府市高井1143-1
[TEL:0835-22-6706](tel:0835-22-6706)
FAX:0835-26-0023
MAIL: info@kuwasr.net



@KUWAHARA.SR

桑原事務所インスタグラム

<https://www.instagram.com/kuwahara.sr/?igshid=NTc4MTIwNjQ2YQ%3D%3D>

